

○鹿児島県食の安心・安全推進条例

平成22年12月24日

条例第54号

改正 平成26年10月10日条例第55号

改正 平成27年7月3日条例第44号

改正 令和3年3月26日条例第22号

鹿児島県食の安心・安全推進条例をここに公布する。

鹿児島県食の安心・安全推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 食の安心・安全の確保に関する基本的施策（第9条—第19条）

第3章 食品の自主回収の報告（第20条・第21条）

第4章 鹿児島県食の安心・安全推進委員会（第22条・第23条）

第5章 雑則（第24条）

附則

食は、人の生命と健康を支える源であり、人が生きていく上で欠くことのできない基本となるものである。

近年、私たちは、食品の製造技術及び加工技術の飛躍的な進歩や流通手段の発達に伴い、国内外からもたらされる様々な食品を利用することにより、多様で豊かな食生活を享受できるようになった。

一方、これまで知られていなかった病原体による事案の発生をはじめ、輸入食品への薬物の混入や食用として不適とされた米の不正規な流通、さらには、食品表示の偽装など、食の安心・安全にかかわる事案の相次ぐ発生を背景に消費者の食に対する関心がますます高まっており、食の安心・安全の確保に向けた一層の取組が強く求められている。

特に本県は、良質で豊富な農林水産物をはじめとする全国に誇れる本物の素材に恵まれ、これらを活用した食品関連産業が盛んであり、生産者等と消費者がいわば隣り合わせの関係にあるという特色を持っていることから、県、生産者、食品関連事業者及び県民のすべてが、食の重要性を十分に自覚し、環境の保全にも配慮しながら、知恵を出し合い、食の安心・安

全の確保に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たすことは、極めて大きな意義を有するものである。

ここに、私たちは、食の安心・安全を確保するための決意を明らかにし、県民の健康を保護し、及び食品等に対する県民の信頼を確保するとともに、安全な食品等の生産及び供給に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食の安心・安全の確保に関し、基本理念を定め、並びに県、生産者及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食の安心・安全の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康を保護し、及び食品等に対する県民の信頼を確保するとともに、安全な食品等の生産及び供給に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安心・安全の確保 食品等に対する県民の信頼及び食品等の安全性を確保することをいう。
- (2) 食品等 食品（全ての飲食物（食品の原料又は材料として使用される農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く。）をいう。第20条において同じ。）並びに添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (3) 生産者 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者のうち、農林水産物の生産（採取を含む。以下同じ。）の事業を営むもの及びこれらのもので構成される団体をいう。
- (4) 食品関連事業者 食品安全基本法第8条第1項に規定する食品関連事業者（生産者を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 食の安心・安全の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の

下に、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安心・安全の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県、生産者、食品関連事業者及び県民が、それぞれの立場に応じた責務と役割を果たすことにより、行われなければならない。

3 食の安心・安全の確保は、県、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者が、情報の共有及び相互理解に基づき、一体となって連携し、及び協力することにより、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(生産者及び食品関連事業者の責務)

第5条 生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食の安心・安全の確保に必要な措置を主体的かつ適切に講ずる責務を有する。

2 生産者及び食品関連事業者は、県が推進する食の安心・安全の確保に関する施策に協力するものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、食の安心・安全の確保に関する知識及び理解を深めるとともに、食品等の消費に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすことのないよう、適切な行動に努めるものとする。

2 県民は、県が推進する食の安心・安全の確保に関する施策について意見を表明するよう努めることにより、食の安心・安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

3 県民は、県が推進する食の安心・安全の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第7条 県は、食の安心・安全の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう国、他の都道府県、市町村その他関係機関及び関係団体との連携に努めるものとする。

(環境保全への配慮)

第8条 県、生産者、食品関連事業者及び県民は、食の安心・安全の確保に関する取組を推

進するに当たっては、当該取組と環境とのかかわりを認識し、農林水産物の持続的な生産が可能な環境の保全に配慮するものとする。

第2章 食の安心・安全の確保に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安心・安全の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安心・安全の確保に関する施策の基本的な方向

(2) 前号に掲げるもののほか、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、鹿児島県食の安心・安全推進委員会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の実施状況の公表)

第10条 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

(危機管理体制の整備等)

第11条 県は、食の安心・安全の確保に重大な影響を及ぼす事態の発生を未然に防止し、又は当該事態が発生した場合に迅速かつ適切に対処するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 県は、食の安心・安全の確保に関する情報の収集及び整理を行い、生産者、食品関連事業者及び県民に対し、正確かつ適切な情報の提供を行うものとする。

(情報の共有及び相互理解の増進)

第13条 県は、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者間における食の安心・安全の確保に関する正確な情報の共有及び相互理解の増進による信頼関係の構築を促進するため、情報及び意見を交換する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第14条 県は、食の安心・安全の確保に関する正確な知識を有し、地域における食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成に努めるものとする。

(食育に関する施策との連携)

第15条 県は、食の安心・安全の確保に関する施策の推進に当たっては、食育に関する施策との連携に努めるものとする。

(生産者及び食品関連事業者の取組等)

第16条 生産者は、農林水産物の安全性を確保するため、関係法令を遵守して農林水産物の生産を行うことはもとより、自主的な生産工程の管理に関し、各工程において管理すべき項目を定めて、これを適切に実施するよう努めるものとする。

2 食品関連事業者は、食品等の安全性を確保するため、関係法令を遵守してその事業活動を行うことはもとより、自主的な衛生管理の方法に関し、管理すべき項目を定めて、これを適切に実施するよう努めるものとする。

3 生産者及び食品関連事業者は、食品等に対する県民の信頼を確保するため、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報の積極的な提供に努めるものとする。

第17条 県は、食の安心・安全の確保に関する生産者及び食品関連事業者の取組を促進するため、情報の提供、技術的な助言、指導その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、前項の生産者及び食品関連事業者の取組のうち、県の施策の推進に資すると見込まれるものに関する情報を広く発信するよう努めるものとする。

(監視、指導等の充実)

第18条 県は、食の安心・安全の確保を図るため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視、指導及び検査の充実に努めるものとする。

(食品等の適正な表示の推進)

第19条 県は、食品等の表示が適正に行われるよう、生産者及び食品関連事業者に対する必要な助言を行うとともに、食品等の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3章 食品の自主回収の報告

(自主回収の報告)

第20条 生産者（県内に事業所、事務所その他の事業の用に供する施設又は場所を有するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、その生産した食品の自主的な回収（法令に基づく命24令又は書面による回収の指導を受けて着手した回収を除く。以下「自主回収」という。）に着手した場合であって、当該食品が次の各号のいずれかに該当するときは、自主回収に着手した後速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

- (1) 食品衛生法第6条, 第10条, 第12条, 第13条第2項若しくは第3項又は第20条の規定に違反し, 又は違反するおそれがある場合
 - (2) 食品衛生法第9条第1項の規定による禁止に違反し, 又は違反するおそれがある場合
- 2 生産者のうち, 自ら生産をした食品を, 当該食品の生産をした施設又は場所において, 他のものを経ることなく直接消費者に販売することを主として営むものについては, 前項の規定は適用しない。
 - 3 生産者が自主回収に着手した食品について, 次の各号のいずれかに該当する場合には, 第1項の規定は, 適用しない。
 - (1) 不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく, 容易に回収できることが明らかであるとき。
 - (2) 消費者が飲食の用に供しないことが明らかであるとき。
 - (3) 県外において生産をした食品であつて, 県内に流通していないことが明らかであるとき。
 - 4 第1項の規定による報告を行った生産者は, 当該報告に係る自主回収を終了したときは, 速やかに規則で定めるところにより, その旨を知事に報告しなければならない。

(平27条例44・一部改正)

(自主回収に係る指導等)

第21条 知事は, 前条第1項の規定による報告に係る自主回収の措置が人の健康への悪影響の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認めるときは, 当該報告を行った生産者に対し, 当該自主回収の措置の変更に係る助言, 指導その他の必要な措置を講ずることができる。

- 2 知事は, 前条第1項又は第4項の規定による報告を受けたときは, 速やかに, 当該報告の内容を公表するものとする。

第4章 鹿児島県食の安心・安全推進委員会

(委員会)

第22条 食の安心・安全の確保の推進に資するため, 鹿児島県食の安心・安全推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は, 次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 基本計画に関し, 第9条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、食の安心・安全の確保に関する施策、課題その他の重要な事項に関し、調査審議すること。

3 委員会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(委員会の組織)

第23条 委員会は、委員25人以内で組織し、委員は、次に掲げる者の中から、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 生産者を代表する者

(3) 食品関連事業者を代表する者

(4) 消費者を代表する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

6 委員会又は部会において、必要があると認めるときは、その会議に専門的事項に関し学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 委員会の庶務は、農政部において処理する。

8 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成26年10月10日条例第55号）抄

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成27年7月3日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第22号）抄

この条例は、令和3年6月1日から施行する。